

<研究ノート>

パトリック・ウィルソンの一論文を読む 一目録の目的―

古川 肇

はじめに

海外の目録理論家のなかで、パトリック・ウィルソン (Patrick Wilson, 1927-2003) は、我が国においてその所説が比較的よく知られている人物である。過去に、2 篇の論文の邦訳¹⁻²、基本的なアイデアを彼に依拠して記述対象に関するモデルを提示した論文³、さらに彼の理論の解明に当てた 2 章を含む単行書⁴がある。

既にこのような文献が存在するにもかかわらず、筆者がここでさらにウィルソンの 1 著作を読み解こうとするのは、彼が哲学界という外部から図書館情報学界へ転身した研究者である⁵という境遇に基づく、いわば周辺人の視点からの資料組織化に対する批判を得難いと思うからである。

読解の対象は、1982 年 7 月に米国で開催された“Prospects for the Online Catalog”と題する予備会議 (preconference) での、次のペーパーである。

“The Catalog as Access Mechanism: Background and Concepts.” *Library Resources and Technical Services*, 27(1), Jan./Mar. 1983. p.4-17. [lrtsv27no1.pdf \(ala.org\)](#) (accessed 2023-3-27)⁶

これは上の邦訳 2 論文 (原文はともに 1989 年公表) に先立ち、おそらく彼の著作のうち日常業務の世界へ最も接近していて、記述・主題目録法の両面にわたっている。また 2 論文が通称パリ原則を立論の素材とするのに対して、こちらはチャールズ・A.カッター (Charles A. Cutter, 1837-1903) による『辞書体目録規則』の「目的 (objects) ⁷」の部

¹Wilson, Patrick 著 高鷲忠美、岩下康夫訳「目録の第 2 番目の目的」『整理技術研究』29, 1991.12. p.41-51.

²Wilson, Patrick 著 高鷲忠美、岩下康夫訳「目録の第 2 番目の目的を解釈する」『整理技術研究』30, 1992.6. p.7-20.

³谷口祥一「記述目録法のための三層構造モデル」『図書館学会年報』36(4), 1990.12. p.149-166.

⁴根本彰「第 2 章 知識を獲得するカーパトリック・ウィルソンをめぐって―」、「第 3 章 作品とテキスト―書誌コントロールの対象について―」『文献世界の構造』1998. p.69-116.

⁵次の自伝的エッセイがある。Wilson, Patrick. A Bibliographer among the Catalogers. *Cataloging & Classification Quarterly*. 25(4), 1998. p.305-316.

⁶後に以下に収録。 *Foundations of Cataloging : A Sourcebook*, edited by Michael Carpenter and Elaine Svenonius, 1985. p.256-268.

⁷Cutter, Charles A. *Rules for a Dictionary Catalog*. 4th ed., rewritten. 1904. p.12.

分を素材とする。なお、ウィルソンは本ペーパー以前にもカッターを取り上げているが⁸、小文の範囲には含めないこととする。

全体で約 13 ページ、22 段落に及ぶ原文にはそれを区分する見出しは全くないが、小文は全体を次の 4 部分に分けた上で、原文の論旨をなるべく順序どおりに辿ろうとする。導入部分、本論部分（前半）、本論部分（後半）、結語部分。そして、これらのうちの本論部分（後半）は、四つのテーマを扱っていると読み取ることができるので、さらに四分して記す。随所で丸括弧に入れて原文のページを示す。

1. 導入部分 [第 1-3 段落]

ウィルソンは全文の冒頭で次のように表明する。

私は以下の問題について考察したい。即ち、目録は何をすべきと考えられるか、目録はどのようにどの程度それを果たしているか、カード・図書・マイクロフォーム各目録の代わりにオンライン目録について考えるとき、それは目録の目標と方法の観念にどのような相違をもたらすか。私はカタログガーの立場ではなく、書誌的宇宙全体と、組織化し検索しようとする多様な方法に関心をもつ者の立場をとる。「書誌的宇宙 (bibliographic universe) ⁹」という語を、語り執筆したもの (talking and writing) の公開された記録の総体、の意味に用いる。(p.4)

次いで、彼は以下のように述べる。非文字資料は範囲外とする。語り執筆したものには、専ら具体的と専ら抽象的という二つの大きく異なる状態 (way) がある。大半のテキストは初版が最終版でもあるが、最初の出現が単に始まりに過ぎないこともある。

さらに、彼は一つの段落を費やし著作相互の識別に関して、次の趣旨の懐疑的な見解を綴る。即ち、テキスト間には実に多くの漸次的変化 (gradations and shadings) があり極めて複雑であって、決定できるための一般的な規則や原理を探すのに自分は全く悲観的であると。そして、異なる著作となる前にどれだけテキストは改訂され得るのかなどの疑問を挙げた末に、次の言葉で第 2 段落を結ぶ。

私は (中略) 著作の概念を明確にする可能性を疑う。著作とテキストとの間には、なすべき有益な区別があるのかも知れないが、それが何であるか我々には分らない。さし当たり我々は著作の概念なしに単純にしたい (For now, we'll simply do without the notion of a work.)。(p.5)

⁸Wilson, Patrick. *Two Kinds of Power: An Essay on Bibliographical Control*. 1968 (2022 復刊) . p.91-92.

⁹前掲 4 は「書誌宇宙」と訳し、「私たちが通常文献と呼んでいるものから成る。」と説明 (p.72)。

ここで本ペーパーの前後のウィルソンの著作を対比すると、岩下康夫が既に指摘したように¹⁰、彼は著作とテキストとの関係について、自著どうしの間で所説を変更していることが分る。即ち、①先行する *Two Kinds of Power* (1968年刊) では、著作を自立の概念として提示していたにもかかわらず、②本ペーパーでは上掲のように使用を回避し、③後の論文 (原文は1987年開催の会議で発表) では、「著作のテキストが著作であるというのが私の見解である¹¹。」と述べるまでに変貌するのである。ウィルソンがここまで断言している以上、彼は思索の果てに「著作=テキスト¹²」の立場に達したと考えられる (ただし別の見方もある¹³)。

さて本ペーパーへ戻って、第3段落で彼は、書誌的宇宙はある意味では自己組織化 (self-organizing 3.4を参照) の世界であると言い、目録は多様な書誌的用具 (bibliographic apparatus) の全系列のどこに位置すると想定されるだろうか、と問いかけ、それを知るための出発点をカッターに求める (p.6)。

2. 本論部分 (前半) [第4-7段落]

この部分でウィルソンが立論の基礎としたカッターによる目録の目的の第1は、次のとおりである。

1. 個人が、(a)著者、(b)タイトル、(c)主題のいずれかが知られている図書を発見するのが可能とすること。(1. To enable a person to find a book of which either (a) the author, (b) the title, (c) the subject is known.)

ウィルソンは、この目的に対して3点の疑問を提示し各々ごとに自答する。以下、本章の終わりまで、各疑問自答を要約する。

第1に、目録は我々に図書を発見させるだろうか。このためには目録は図書がどこにあるかを告げなければならないが、従来は一般にはそうではなく請求記号という理論的な所在位置を知らせてきた。だが希望の図書がその位置ではなく貸出中、整理中、紛失等の場合がある。現実の位置を知るためには貸出記録を調査する必要があるが、オンライン目録にな

¹⁰岩下康夫「記述目録における三層構造論の問題点—Patrick Wilson の目録理論を踏まえて—」『図書館学会年報』38(4), 1992.12. p.191-192.

¹¹前掲1 p.45. 原文: I claim that the text of a work *is* the work. (斜体文字は原文のまま) ["The Second Objective." In: *The Conceptual Foundations of Descriptive Cataloging*, ed. by Elaine Svenonius. 1989. p.10.]

¹²前掲10 p.187.

¹³前掲4 p.95.

って目録と貸出記録は統合可能となり、必ずしも正確ではないが目録は図書館の現状を告げられるようになり、目録はその果すべき状態に近づいた (p.6)。

第2に、どの図書館が、目録によって我々に発見させようと思われている (supposed) ものなのだろうか。特定の図書館は、自らが所蔵しない図書を相互貸借制度によって他館から借りて私に供給することができる。その図書館の目録 (local catalog) はどこかが貸す意思のある全図書をリスト化すべきである。人が最初に閲覧する特定地域、次いで近隣、さらに遠方と、アクセス可能性の地帯 (zone) により区分された階層目録 (stratified catalog) が、理論上は十分可能である (p.6)。

第3に、なぜ発見するのは「図書」なのだろうか。著者・タイトル・主題によって識別可能なもの (things) は図書だけではない、図書が含むテキストもそうである。人は直ちにテキストを発見することはできず、それは何らかの物理的な形態のなかに現われる。人はそれが正しいテキストを含む限り、自分が得る公刊された外見について全く意に介さないだろう (one may not care at all which published appearance one gets) (p.7)。同一テキストの公刊された外形には、図書の単一の内容である場合、定期刊行物の1号の部分である場合等があり、最初の場合であれば目録中に現われそれ以外であれば現われない。我々の目録作業単位 (cataloging unit) の選択は、膨大な数のテキストが予め他の書誌的ツールを使用しない限り目録では所蔵位置が特定不能 (not locatable) という結果を招く。そして館内の同一テキストの様々なコピーの一部は目録を通して直接に発見可能で、それ以外は他の書誌的ツールを使用して間接的にのみ発見可能という結果を招く。これが館界の標準的な実務であり私は争わない。だが、これが簡潔正確に説明し難く (hard to describe)、何も教え込まれていない (unindoctrinated) 利用者には全く不思議で非合理的でさえあるに相違ないような、書誌的宇宙の分裂 (cleavage) を作り出すことはあえて指摘したい (p.8)。

3. 本論部分 (後半) [第8-21段落]

3.1 分出記入 [第8-9段落]

この本論部分 (後半) で、ウィルソンが立論の出発点としたカッターの目的の第2は、次のとおりである (彼はカッターが提示した目的の第3には触れない)。

2. その図書館が、(d)特定の著者によって、(e)特定の主題によって、(f)特定の文献の種類によって、何を有するかを示すこと。(2. To show what the library has (d) by a given author, (e) on a given subject, (f) in a given kind of literature.)

さて、ウィルソンはこの項において状況の奇妙さは増すばかりであると言い、カッターが「図書」ではなく包括的に「何 (what)」と言っていることに注意を促す (Note the exact

wording: the catalog is to *show what the library has.*)。つまり彼は、カッターが「何」という語に図書だけでなく図書の一部分をも含ませた、と読み解くのである。そして、この項は百年間にわたり是認されて引用されてきたが、実際には我々はその意味するとおりに実行していない (*we don't really mean it.*) とも言う (p.8)。

引続きウィルソンは次の趣旨のことを述べる。素朴な利用者は、もし図書館が同一テキストの複本を所蔵している場合、当然に双方ともリスト化されていると期待するだろう。これは我々が公平の原理とよぶもっともな期待である。異なる状況に置かれている同一テキストは、どのような形で出現しようとして同一に扱うべきなのである。ところが我々は公平の原理を守っていない。カッター自身は、分れて現れることがある図書のどの部分に対する分出記入をも要求する規定を設けたのに (第 194 条 b¹⁴)、我々はこの規定を忘れている。他ならぬカッターの目録規則は、元々公共図書館に関する報告書の付録(筆者注—実は第 2 部)として刊行され後に分離して刊行されたが、前者は無視され後者は認識されている。公平はカタログの原理ではないのだ (p.8-9)。

3.2 オンライン目録 [第 11-15 段落] —ウィルソンは、本テーマを書誌的ツールの設計に際して答えるべき三つの疑問を提示することから始める。即ち、第 1 に 1 件 (item) として考慮する (count) ものは何で、それは何に包摂されるべきか (単位と範囲の疑問)、第 2 に 1 件に関して与えられる情報は何か、第 3 に人が 1 件を発見するのに許可される情報は何か (アクセスの疑問) である。彼は、第 1 の疑問には既に答えたとして残りについて答えるように言う (p.9)。以下、本項の終りまで、彼のオンライン目録論を要約する。

旧来の目録とオンライン目録の大きな相違はアクセスと情報のディスプレイである。今までアクセスについて決定すべきは基本記入か副出記入かであった。だが、コンピュータ環境では基本記入は全ての意味を失うように思われる。問題は、1 件を固定したリストのどこに如何に現われるべきかではなく、それが現れるために何を作るべきか、即ち、第 1 に何の指示が書誌レコードを作成するか、第 2 に書誌レコードが画面に出現する時どのように様々な形式をとるよう作られ得るか、である (p.9-10)。

コンピュータ環境において、記入の観念はサーチキー (例えばタイトル中の複数語の、各冒頭からの複数文字) へ変わり、基本記入の観念はあらゆる長所 (point) を喪失する。我々は何の記入を作成するかを決定する代わりに、どの種類のサーチキー等が書誌レコードを検索するのに十分かを決定しなければならない。コンピュータによる大きな相違として、基本である書誌レコード自体は改変せず、それへのアクセスの体系を自動的に変更する可能性 (the possibility of automatically changing the access system) などがある。ただし、元々誤って記述された記録の自動的な処理は存在しない (p.10-12)。

3.3 著者 [第 16-17 段落] —この事項に関するウィルソンの主張は、英米図書館界の目録規則に現われたどれかの方針と一致し、特に『英米目録規則』初版と親和的である。

¹⁴前掲 7 p.82-83. ただし、分出記入に関する規定は第 193-195 条にわたっている。

彼の主張のキーワードは“**purported authorship**” (p.13) である。purported は訳し難い単語だが「(実際はともかく) ～と称(主張)されている」という語義をもつ。目録法の文脈に置き換えれば「著者として表示されている」の意となると考えられ、標題紙等の責任表示を尊重してそれに従う方針に通じる。例えば芸能人や運動家が著者と表示されているが、この場合いたずらに実際の執筆者を詮索するのではなく資料中の責任表示を尊重しようとするのである。これに類似する観念は、ルベツキイ (Seymour Lubetzky) の目録規則改訂草案の第2条に **avowed authorship** として出現した後¹⁵、『英米目録規則』初版「第16条 [実際の] 執筆者 (writer) か名目上の (nominal) 著者か」における、名目上の著者を選択させる条項となった。

ウィルソンはこの観念を団体著者に及ぼして、ダマノフスキイ (Domanovszky) 等と逆に団体著者性を積極的に肯定し、当時のマイクル・ゴーマン (Michael Gorman) の狭く限定する主張を、標目がタイトルに偏りがちとなり多様さを失わせるものと批判した (p.12-14)。ちなみに、『英米目録規則』第2版 (1978年刊) の「団体の下の記入」という名称の第21.1B条は、ゴーマンの見解の影響を受けたものと推測される。この結果、一旦は国際目録原則会議 (1961年開催) でヨーロッパ各国が団体標目を容認したにもかかわらず、今度はかえって英米が「団体の下の記入」という概念へ後退する、というちぐはぐな事態が生じ、これは後に RDA が団体と個人との間の差異を解消するまで続く。

3.4 主題 [第10, 18-21段落] —この事項に関する彼の主張は、議会図書館が付与する件名標目に代表される、米国図書館界で一般的な件名作業を批判の対象としてその付与の制限を求める内容である。ここでの語調は、本ペーパー全体にわたる晦渋な表現に加えて時に過激であり、読者に容易には受け止め難い印象を与える。

ウィルソンは、主題に関して論述する際に一般に余り使用されない「記述」の語を用い、公平の原理は主題記述 (subject description) にも適用されると述べて、特殊記入の原則は賢明 (sensible) ではあるものの、これに執着し過ぎれば公平の原理の侵害 (violations) になる、と言う (p.9)。主題記述の語は名辞を表現手段とする件名標目と文章を手段とする抄録の中間形態を想像させるが、具体的には件名標目に対して「最初に内容全体の要約、次いで内容の分離した部分または側面の記述の一組 (set)、そして小部分または側面の記述の一組」から成る「層別内容記述 (layered content description)」 (p.14) と称する代案を対峙させる。これはスヴェノニアス (Elaine Svenonius) によりウィルソンの主張に関してなされた、「ある文献の個々の文章のアバウトネスから、その文献全体のアバウトネスを一般化することは不可能である¹⁶」との要約と符合する。

¹⁵Lubetzky, Seymour. *Code of Cataloging Rules : Author and Title Entry: An Unfinished Draft for a New Edition of Cataloging Rules Prepared for the Catalog Code Revision Committee*. 1960. p.2.

¹⁶Svenonius, Elaine. *The Intellectual Foundation of Information Organization*. 2000. p.47.

ところが、当の代案に関する彼の態度は、“Should we not be working on plans to do just this?” (p.14) と消極的で心底からこれを推奨しているとは思えず、すぐ続けて「人が一段と深く索引化した (indexing) 主題目録を編成するのを妨害しようとはしないが、それに対抗する論を唱えたい。」 (p.15) と述べ、以後はペーパーが終了するまでこの論調が支配的となる。

彼は自らの主題検索行動において、望んだものが主題目録から得られなかったと言う。

私が望んだのは、得られる限り最善の説明 (account) であった。私が望んだ種類の書誌コントロールは、私が探している当のトピックの記述に適合する全てを発見する能力ではなく、良い文献 (good ones) を得て悪い文献 (bad ones) を免れる能力であった。他にも一つ関連して望むことがあり、それは頻繁にはないが (中略) 何か (something) を見たり理解したり解決したりするのを助ける何か (something) である。 (p.15)

この後、彼は主題目録に対して、分出記入強化と主題記入省略との相殺を暗に提案する発言を含み、時に命令形を用いた長い批判を展開する。以下はその一部である。

タイトル中の語による自動的に付与可能な主題分析のみを伴い、書誌記述の分出に限定されたより多くの分出記録を提供することが、コレクション (合集) 中の別々のテキストを著者とタイトルによっていっそう利用可能とすべく提案されるならば、私は必ずそうしようと言うだろう (I would say, by all means let's do it.)。 (中略) データベースに入力された全資料に主題目録のデータを付与する必要がある、との考えを放棄し、オンライン目録はその構成要素として完全な件名目録の等価物 (equivalent) を所有しなければならない、との考えを放棄せよ。主題目録作業は選択的に実行せよ。主題目録の役割を再定義せよ。 (中略) 主題目録は、利用し易く手頃で一般的な書誌として役立つという、別の目的を有するものと考えよ。 (p.16)

そしてやや間を置いて、主題目録は「人が新しい未知なトピックへ接近するための有益な出発点」と述べ、「いっそう深い探求 (inquiry) は、速やかに主題目録を放棄して他のところへ、即ち特殊な書誌や索引、取り分け図書や雑誌論文の脚注や参考文献という自己組織化の道具 (self-organizing apparatus) へ転じなければならない」 (p.16) との、「主題検索 2 段階論」とでもよぶべき主張によって批判を終える¹⁷。

¹⁷この事項に関する以上の論は、相当のページ数を占め内容も独自であるのに、本ペーパーを収録した選集 (前掲注 6 を参照) の解題 (Editor's Introduction 同書 p.253-254) では、全く言及されていない。これは承服し難いばかりか、本解題の執筆者スヴェノニアスが主題分析を専門とすることを思うと奇異にも感じられる。

4. 結語部分 [第 22 段落]

この部分は短い 1 段落だけから成る。ウィルソンは次のように婉曲に語り出す。

全体の結論は、私の個人的な意見としては、目録独自の貢献は、結局大多数の人がそうでなければならぬと常に合意してきた正にそのこと、即ちよそで知ったのかもしれない図書およびテキストのコピーを見つけるのを助けること (after all, just what most people have always agreed it had to be, to help locate copies of books and texts that may have been learned about elsewhere) である。(p.16)

続けて語調を一変させて“**It has to be a local finding device.**”と断言する。また蔵書の主題への手頃な選択的案内としてのサービスは、二次的なものであるとも言う。さらに目録は発見手段の複雑な道具の、基本的で限定的な補助具 (essential local supplement to the complex apparatus of means of discovery) であるべきだと述べる。そしてオンライン下でもそれは変わらず、オンライン目録は万事順調に進めば、大いに柔軟で使いやすい (comfortable) 書誌的道具類の一種 (piece) となるだろう、と語って論を閉じる (p.17)。

筆者はここで、結語部分より前にペーパーの中途に現われながら、よく全体の趣旨を表現し得ていると思われる印象的な 1 文を引用したい。

[目録が] 選択的であること (selectivity) は擁護できるが、我々は、目録は著者または主題によって所蔵するものを示す、と決して簡単に言い続けてはならない (we really must not keep saying simply)。それは我々が所蔵するもののいくつか (some) を示すのである。(p.9)

おわりに

最後に、ペーパーの本論部分 (後半) と結語部分に対する筆者の寸評を記して、結びとする。

記述目録法に関して、カッターの目的論を金科玉条扱いしながらその実、分出記入の作成に不熱心なカタログの欺瞞を突くウィルソンの言説は正しい。この言説は後に邦訳済の 2 論文として、パリ原則に立脚して整備された形で再発表された。我々は、常識的に不適切と考えられる対象 (例えば辞書内の各項目) を除き、物理的形態の独立非独立を問わない全著作対象の目録の実現へ向けて、作業分担の体制を組むなどの方途を探るべきである。

基本記入総体に関する主張も正しいと思われる。しかしながら、基本記入のうちの標目部分（基本記入標目）は、今では著作に対する典拠形アクセス・ポイントの構成要素として存続していて、これを無化することは不可能と筆者は考えている。

標題紙上の表示を尊重する **purported authorship** の考えは妥当で、カタログガーが際限のない懷疑や詮索に陥ることを戒める効果がある（ちなみに、著者表示を欠く著作はたとえ著者名が判明しても無著者名著作と見なすべき、との主張（ランガナタン）となると極論であり、筆者は反対である）。それにつけても、書誌記述と基本記入標目に関する方法を併せて「記述目録法」と括る慣行は、不自然あるいは不合理であるように見えて実は正しいと思えてくる。

記述目録法に関する彼の主張とは逆に、主題目録法については試論の域を出ないと思われる。現行の主題目録に対する彼の批判を支える論拠が、批判の激しさに見合うほど十分であるとは考えられない。また一見新奇に見える彼の言説に対しても、筆者は「既存の深層索引法（網羅的索引化）は、むしろ公平の原理を重んじる方法ではないのか。」とか、「網羅的主题と要約主题を組み合わせれば、層別内容記述に近似するのではないか。」との疑問を禁じ得ない。まして、件名付与が選択的であること自体は初心者も弁えるところであり、問題にするとすればその範囲や対象であるのに、それについて具体的に語ろうとしていない。

とはいえ、主題目録を様々な書誌ツールと併せ見る視点には全面的に同意する。我が国でも遙か以前に、主題目録と限らず目録全般についてであるが、「各種書誌や二次資料とのネットワークなくしては、図書館の目録は考えられ」ず、「相互の補完的關係は図書館の目録のあり方を根本的に規定する」との山田常雄による見解があった¹⁸。共感を覚えさせられる言である。カタログガーは書誌レコード作成に当たって「各種書誌や二次資料」の存在を知らせる注記またはそれらとの関連づけを綿密に行うべきであろう。

最後に、結語部分での目録に関する **local supplement** 云々という位置づけは、既知文献探索のみが可能であればそれでよい、との方針に随しかねず、他の書誌的ツールの存在を意識し過ぎる余りの目録を矮小化した結論である、と筆者は考える。

以上、筆者は、その体現形が一部または全て集合体現形である著作に関して、図書館関係者が集合体現形の存在を軽視ないし無視する慣行を問題視する点で共通する、ダマノフスキイとウィルソンという研究者を、本誌前々号より本号へかけて取り上げた。どちらについても原文との出会いから数十年を経ての作業であり、時間の速い経過を嘆くばかりである。

（ふるかわ はじめ）

2023年4月15日受理

¹⁸山田常雄「著者書名目録の機能と標目」『図書館界』24(5), 1973.1. p. 218.